

議案第 28 号

三次市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条の規定により、三次市教育委員会会議規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する規則案について、別紙のとおり議決を求める。

令和 8 年 10 月 1 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

(案)

三次市教育委員会規則第 号

三次市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

三次市教育委員会会議規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 次条及び第 4 条の 3 に規定するオンラインを用いた会議において、会議の途中で通信が途絶え、復旧できないときは、その間の議事等について、当該委員は退席したものとみなす。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（会議へのオンライン出席）

第 4 条の 2 教育長及び委員は、やむを得ない事由により指定の場所に参集することができないときは、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器を用いた映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、会議に出席することができる。

- 2 オンラインにより会議への出席を希望する委員は、あらかじめ教育長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより会議に出席した教育長及び委員は、前条第3項に規定する出席委員とみなす。

4 第14条の規定により非公開とした会議については、通信内容の秘匿措置等が講じられていると教育長が認めた場合に限りオンラインでの出席を許可することができる。

(オンライン会議の実施)

第4条の3 教育長が必要と認めたときは、オンラインによる会議（以下「オンライン会議」という。）を行うことができる。

2 第3条及び第4条第1項の規定は、オンライン会議を行う場合に準用する。
この場合において、第3条中「場所」とあるのは「方法」と、第4条第1項中「指定の場所に参加」とあるのは「オンライン接続」と読み替えるものとする。

3 オンライン会議に出席した教育長及び委員は、第4条第3項に規定する出席委員とみなす。

4 第14条の規定により非公開とした会議については、通信内容の秘匿措置等が講じられていると教育長が認めた委員に限り出席できる。

第8条第2項中「委員」を「教育長」に改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育長は、前条の会議録を公表しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第14条第1項ただし書の規定により非公開とした事件については、その会議録を非公表とする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。第14条第1項中「その決議により秘密会としたときは」を「前条第1項ただし書の規定により非公開とした事件の審議については」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(会議の公開)

第14条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決

したときは、これを非公開とする。

- (1) 任免、処罰等職員の身分扱いその他人事に関する事。
 - (2) 教育事務に関し、議会へ提出する議案への意見の申出に関する事。
 - (3) 訴訟及び審査請求その他争訟に関する事。
 - (4) 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある事。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれのあると認められる事。
- 2 前項ただし書に規定する教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(三次市教育委員会傍聴規則の一部改正)
- 2 三次市教育委員会傍聴規則（平成16年三次市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第14条第1項」を「第15条第1項」に、「秘密会」を「非公開」に改める。

三次市教育委員会会議規則の一部を改正する教育委員会規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（参集及び欠席） 第 4 条 略 2 ～ 4 略 5 次条及び第 4 条の 3 に規定する	（参集及び欠席） 第 4 条 略 2 ～ 4 略
オンラインを用いた会議において、会議の途中で通信が途絶え、復旧できないときは、その間の議事等について、当該委員は退席したものとみなす。	
（会議へのオンライン出席）	
第 4 条の 2 <u>教育長及び委員は、やむを得ない事由により指定の場所に参加することができないときは、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器を用いた映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、会議に出席することができる。</u>	
2 オンラインにより会議への出席を希望する委員は、あらかじめ教育長の許可を得なければならない	
3 オンラインにより会議に出席した教育長及び委員は、前条第 3 項に規定する出席委員とみなす。	
4 第 1 4 条の規定により非公開とした会議については、通信内容の秘匿措置等が講じられていると教育長が認めた場合に限りオンラインでの出席を許可することができる。	
（オンライン会議の実施）	
第 4 条の 3 <u>教育長が必要と認めたときは、オンラインによる会議（以下「オンライン会議」という。）を行うことができる。</u>	
2 第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定	

しい支障が生ずるおそれのある と認められること。	
2 前項ただし書に規定する教育長 又は委員の発議は、討論を行わな いのでその可否を決しなければなら ない。	
(会議の傍聴)	(会議の傍聴)
第15条 会議は、教育長の許可を 得て傍聴することができる。ただ し、前条第1項ただし書の規定に より非公開とした事件の審議につ いては、この限りでない。	第14条 会議は、教育長の許可を 得て傍聴することができる。ただ し、その決議により秘密会とした ときは
2 略	__、この限りでない。
第16条 略	2 略
第17条 略	第15条 略
(会議録の記載事項等)	第16条 略
第18条 略	(会議録の記載事項__)
2 教育長は、前条の会議録を公表しな ければならない。	第17条 略
3 前項の規定にかかわらず、第14条 第1項ただし書の規定により非公開 とした事件については、その会議録を 非公表とする。ただし、教育長が特に 必要と認めたときは、この限りでな い。	
第19条 略	
第20条 略	第18条 略
	第19条 略

三次市教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（傍聴人の退場） 第 5 条 傍聴人は、前条の規定に違反して教育長が退席を命じたとき、又は三次市教育委員会会議規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 3 号）<u>第 1 5 条第 1 項</u>ただし書の規定により<u>非公開</u>とすることを教育長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。	（傍聴人の退場） 第 5 条 傍聴人は、前条の規定に違反して教育長が退席を命じたとき、又は三次市教育委員会会議規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 3 号）<u>第 1 4 条第 1 項</u>ただし書の規定により<u>秘密会</u>とすることを教育長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。

三次市教育委員会会議規則（平成16年4月1日教育委員会規則第3号）

最終改正:平成27年2月16日教育委員会規則第1号

改正内容:平成27年2月16日教育委員会規則第1号〔平成27年4月1日〕

○三次市教育委員会会議規則

平成16年4月1日教育委員会規則第3号

改正

平成27年2月16日教育委員会規則第1号

三次市教育委員会会議規則

（趣旨）

第1条 教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他の議事の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 会議は、教育長が必要と認めるとき又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件をあらかじめ、各委員に通知して行う。

2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

（参集及び欠席）

第4条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を付して会議開催前までに教育長に届け出なければならない。

3 出席委員が定足数に充たないときは、教育長は、相当の時間を経て再び出席委員の数を調査し、なお、定足数に充たないときは、休会とする。

4 委員は、会議の途中で退席しようとするときは、その事由を付し教育長に届け出なければならない。

（開会及び閉会）

第5条 開会及び閉会の宣告は、教育長が行う。

（会議の順序）

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- （1）開会
- （2）前回会議録の承認
- （3）教育長の報告
- （4）議事
- （5）その他
- （6）閉会

（動議の提出）

第7条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮って、これを議題としなければならない。

（発言の許可）

第8条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、委員は、先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

（発言内容の制限）

第9条 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

2 教育長が散会、延会又は休会を宣言した後は、何人も議事について発言してはならない。

（請願及び陳情）

第10条 教育委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情を述べることができる。

（採決）

第11条 教育長において論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

（採決の方法）

第12条 教育長は、順次、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

（修正動議の採決）

第13条 修正の動議は、原案に先立って可否を決する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。

（会議の傍聴）

第14条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により秘密会としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（会議録の調整）

第15条 会議録は、教育長が事務局職員の中から指名して、これを作成させる。

第16条 会議録には、教育長及び出席委員が署名しなければならない。

（会議録の記載事項）

第17条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 教育長及び出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった動議及び動議を提出した者の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は会議において必要と認めた事項

（異議の決定）

第18条 会議録に記載した事項に関して、委員の中に異議があるときは、教育長は、これを会議に諮って決定する。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月16日教委規則第1号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（委員長に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下この条において「旧法」という。）第12条第1項の委員長（以下「委員長」という。）は、第16条第1項の教育長（以下「旧教育長」という。）その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期に限り、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、旧法第12条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

三次市教育委員会傍聴規則（平成16年4月1日教育委員会規則第4号）

最終改正:平成27年2月16日教育委員会規則第1号

改正内容:平成27年2月16日教育委員会規則第1号〔平成27年4月1日〕

○三次市教育委員会傍聴規則

平成16年4月1日教育委員会規則第4号

改正

平成27年2月16日教育委員会規則第1号

三次市教育委員会傍聴規則

（目的）

第1条 この規則は、教育委員会の会議の傍聴について必要な事項を定め、会議の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

（傍聴の手続）

第2条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）酒気を帯びている者
 - （2）会議の妨害になると認められる器物等を持っている者
 - （3）前2号に掲げるもののほか、教育長において傍聴を不適当と認める者
- （傍聴人の行為の制限）

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）飲食又は喫煙をしないこと。
- （2）静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- （3）議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- （4）教育長の許可を受けずに、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。
- （5）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

（傍聴人の退場）

第5条 傍聴人は、前条の規定に違反して教育長が退席を命じたとき、又は三次市教育委員会会議規則（平成16年三次市教育委員会規則第3号）第14条第1項ただし書の規定により秘密会とすることを教育長が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。

（教育長の指示）

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月16日教委規則第1号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（委員長に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下この条において「旧法」という。）第12条第1項の委員長（以下「委員長」という。）は、第16条第1項の教育長（以下「旧教育長」という。）その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期に限り、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、旧法第12条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令 昭31年6月30日法律第162号

最終改正：令和7年6月18日号外法律第68号

改正内容：令和7年6月18日号外法律第68号[令和8年4月1日]

(教育長)

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。

6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第十六条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。